

## 市民意見提出手続(パブリックコメント)フロー

市が計画や条例などの案を作成します

### <対 象>

- 1 . 基本構想、基本計画その他市政に関する基本的な計画の策定又は改廃
- 2 . 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の創設又は改廃
- 3 . 市政に関する基本的な方針を定める条例の制定
- 4 . 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- 5 . 公共の用に供される主要な施設の基本計画の策定

### 判断基準

- 1 「基本構想、基本計画その他市政に関する基本的な計画の策定又は改廃」については、条例の規定どおり必須条件とし、基本構想・基本計画、さらには環境や福祉、都市計画などといった行政分野ごとの基本的な行政計画などをいいます。また、計画に類似した将来構想や長期ビジョンなども含み、構想、計画、指針などその名称は問いません。

【例】「地域福祉計画」「スポーツ施設整備計画」「環境基本計画」「交通バリアフリー検討事業」「子育て支援総合計画」「健康うらやす21計画」「産業振興ビジョン」など

- 2 「市民生活に重大な影響を及ぼす制度の創設又は改廃」については、条例の規定どおり必須条件とし、市民生活に大きな影響が及ぶもの、市民の関心が高いと思われるもの、行政活動への住民参加を進めるうえで、特に重要と考えられるものなどをいいます。

【例】「情報公開条例」「防犯条例」「指定ごみ袋導入事業」「景観形成推進事業」 など

- 3 「市政に関する基本的な方針を定める条例の制定」については、市政全般又は個別行政分野における基本理念、方針、市政を推進するうえでの共通の制度を定めるものをいいます。

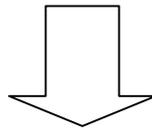
【例】「行政手続条例」「市民参加推進条例」「環境基本条例」「都市景観条例」 など

4. 「市民に義務を課し、又は権利を制限する内容の条例の制定又は改廃」については、地方自治法第14条第2項（普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。）に基づく条例が該当します。

【例】「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」「自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例」 など

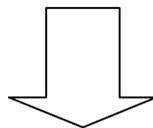
5. 「公共の用に供される主要な施設の基本計画の策定」については、施設の面積などその規模だけで規定するだけでなく、市内に一つしかない施設や、広く市民全体にかかる施設、市内全域に利便性を享受することが予想される施設整備に関わる理念、機能などを定める計画をいいます。

【例】「斎場」「総合公園」「公民館」「市民活動センター」 など



案を市民の皆さんに公表します

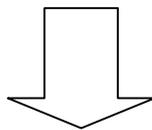
案の公表	公表方法	意見を提出できる人
1. 政策などの名称、目的 2. 政策などの案の概要 3. 市民が政策などを理解するために必要な資料	1. 市のホームページ 2. 広報紙 3. 所管課窓口 4. 情報公開コーナー	1. 市内に住んでいる人 2. 市内に通勤、通学している人 3. 市内に事務所、事業所を有する個人、法人、団体 4. 案の利害関係者



市民意見などの提出(公表の日から30日を標準にします)

提出方法
1. 実施機関が指定する場所 2. 郵便 3. ファクシミリ

- |                                |
|--------------------------------|
| 4 . 電子メール<br>5 . その他実施機関が認める方法 |
|--------------------------------|



提出された意見の検討を終えたときは、  
速やかに次の事項を公表します

公 表 項 目
---------

- |  |
|--|
| 1 . 提出された意見の概要<br>2 . 提出された意見に対する実施機関の見解 |
|--|

- \* 類似した意見は、まとめて回答します。
- \* 賛否の結論を示しただけの意見については、回答（考え方）しません。

< 公表にあたって >

- ・ 市民意見と市の回答を一括で公表。（個別回答は行いません。）
- ・ 公表方法は事前公表の方法に準じます。
- ・ 回答までの期間（特に規定はしませんが、まとまりしだい、速やかに行います。）